

国保連合会だより



NO. 2021-訪-3

令和 3年 8月 18日

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL (054) 253-5541

(介護報酬のお問い合わせは下4桁5580にお掛けください。)

<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

1 訪問看護療養費明細書「記号・番号」欄の「枝番」記載について

令和3年8月に国民健康保険被保険者証が静岡県内で一斉更新されたことに伴い、更新後の全ての国民健康保険被保険者証に枝番が記載されております。

つきましては、令和3年8月分以降の国民健康保険被保険者の明細書「記号・番号」欄には、**必ず「枝番」を記載していただくようご注意ください。**

※「枝番」の記載方法については、令和3年7月16日発行「国保連合会だよりNO. 2021-訪-2」をご確認ください。

2 訪問看護療養費明細書「特記」欄の記載について

明細書「特記」欄について、記載漏れが見受けられますので、以下のとおり周知いたします。

＜「厚生労働省保険局医療課事務連絡平成30年8月17日「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再周知）」より抜粋＞

国民健康保険高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合又は新たに発行される限度額適用認定証の適用区分（現役並みⅠ・Ⅱ）等から、それぞれの所得区分に応じて、「26 区ア」、「27 区イ」、「28 区ウ」、「29 区エ」又は「30 区オ」を、訪問看護療養費明細書における「特記」欄に記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26 区ア
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27 区イ
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28 区ウ
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29 区エ
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30 区オ

※ 特定医療費受給者及び特定疾患医療受給者の取扱いについては、通知によること。

・ 限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26 区ア」、2割又は1割の場合は「29 区エ」と記載すること。

なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。